

箕面市保育士確保対策支援事業学生補助金
状況変更等届

学生補助金

年 月 日

(宛先)箕面市教育委員会教育長

住 所

ふりがな

氏 名

電 話()

学校名 学年 年

ふりがな

保護者氏名

電 話()

下記のとおり、届け出ます。

記

1. 事由

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> ①住所・氏名変更(本人 ・ 保護者) | <input type="checkbox"/> ②市外に転出(本人 ・ 保護者) |
| <input type="checkbox"/> ③休学・復学・留年 | <input type="checkbox"/> ④退学・転校 |
| <input type="checkbox"/> ⑤保育士養成課程を履修しなくなる | <input type="checkbox"/> ⑥保育士資格を取得できない |
| <input type="checkbox"/> ⑦保育士として採用された (施設名) | <input type="checkbox"/> ⑧保育士として採用されなかった |
| <input type="checkbox"/> ⑨保育士として5年間勤務した | <input type="checkbox"/> ⑩保育士として5年間勤務しなかった |
| <input type="checkbox"/> ⑪箕面市内で保育士として勤務中 卒業年月(年 月) 勤務開始日(年 月 日) 施設名() | <input type="checkbox"/> ⑫その他() ※備考欄へ具体的にご記入ください。 |

①～⑤、⑦の事由において、該当する日付を記入してください。

年 月 日

①、②の事由に該当する場合、記入してください。

【対象者】

【変更前】

【変更後】

【備考】

【注意事項】

- ◆②の事由に該当されるかたが、提携大学等以外の学生の場合は、補助金の受給を終了します。
 - * 転出時に、今後箕面市内で保育士として勤務する意思がない場合は、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。
 - * 転出時に、箕面市内で保育士として勤務する意思がある場合は、次の届出をしてください。
 - ア 大学等を卒業された時は、30日以内に「卒業証明書」を提出してください。
 - イ 卒業後、箕面市内で保育士として採用された場合は、⑦の届出と、「箕面市補助事業実績報告書」を提出してください。
 - ウ 卒業後、箕面市内で保育士として採用されなかった場合は、⑧の届出をしてください。（ウに該当する場合は、補助金の交付決定は取り消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。）
- ◆③休学・復学・留年
 - * 休学したが、復学の意思のあるかたは、補助金の受給は、一時停止となります。「休学期間、復学日等がわかる大学等の証明書」を添付してください。
 - * 休学し、復学の意思のないかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。
 - * 復学した場合は、休学期間を含めて、補助金の受給を再開します。ただし、補助金を支払う期間は、在学する大学等における正規の修業年限に相当する期間（最大4年間）で、補助決定時から卒業までの期間です。
 - * 留年のかたは引き続き補助金を受給できますが、補助金を支払う期間は、在学する大学等における正規の修業年限に相当する期間（最大4年間）で、補助決定時から卒業までの期間です。
- ◆④退学・転校
 - * 退学のかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。
 - * 退学後、転校されたかたは、再度補助金申請をし、交付決定を受けてください。ただし、補助金の受給期間は、前回の補助金の受給期間を含めて計算します。その合計期間は、正規の修業年限に相当する期間で、最大4年間で、補助決定時から卒業までの期間です。
- ◆⑤または⑥の事由に該当されるかたは、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。
- ◆⑦の事由に該当されるかたが、補助期間満了日の属する年度の翌々年度の4月1日までに箕面市内保育所等に保育士として採用された場合は、同年5月1日までに「保育士の資格証明書」と「箕面市内保育所等の保育士として採用されていることを証する書類」を添えて、「箕面市補助事業実績報告書」を提出してください。
また、引き続き勤務していること確認するため、「給料明細」等の提出を求めることがありますので、必ず保管しておいてください。
- ◆⑧の事由に該当されるかたが、補助期間満了日の属する翌々年度の4月1日までに箕面市内保育所等に保育士として採用されなかった場合、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。
- ◆⑩の事由に該当されるかたが、箕面市内保育所等に保育士として5年間引き続いて勤務しなかった場合、補助金の交付決定の取消しとなり、これまで受給した補助金は全額返還となります。ただし、病気、出産等教育長が認める理由の場合、その理由が継続している期間を、勤務期間に含めず、その前後の期間を連続させることがあります。

【問合せ先】 箕面市教育委員会子ども未来創造局保育幼稚園利用室

電話：072-724-6737 【書類の提出先】 箕面市役所別館2階（子ども総合窓口）